

C-67 江戸時代における衣服規制について —熊本藩の場合—
岡山大教育 西村綾子

目的 すでにみえ岡山・鳥取・金沢藩に続いて、今回は熊本藩における衣服規制の概要を考察する。

方法 藩法集の「熊本藩」「秋七印衣服御制度帳略文」「秋七印衣服御制度」等に収載されている衣服規制法令（江戸詰・軍中行軍等の場合は省く）を取りあひす。

結果 (1)当藩における衣服規制は幕府法ないし幕政との関係が他の諸藩に比べてさほど密接でなく、独自の藩政に基づいてなされていることが判明した。すなわち、室戸改革の一環として公布された「衣服御制度」が熊本藩衣服御制度の大綱となしており、これには全階級・階層にわたる詳細な規制が示されている。「秋七印」本により衣服規制法令公布の経緯の一端を知り得たことは特に興味深い。

(2)衣服規制法令はこれまでの諸藩におけると同様に儉約令奢侈禁止令としての性格が強く、また、階級・階層の維持・確立を目的としていることが明瞭である。

(3)衣服規制の種類は、具体的規制、一般的規制の他に違反者に対する制裁・販売制限製造禁止に及んでいる。

(4)規制の具体的内容についていえば、衣服の種類のうち、雨羽織、専女の上張、紋し着、夏の衣服・冬の衣服の区別等はこれまで見られなかったものである。織物の種類のうち、毛織物・カビタン・フラタ・ちよんなどの外采物の名称が目立っていること、夏の衣服地の種類が多いことなどは、この藩の地理的母因に影響された特色として興味深いものであった。付属品では草履・下駄の種類が多かったことが特色といえる。